

現地調査票作成における留意事項

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

現地調査票の作成においてご留意いただきたい事項をあげていますので、適切な調査の参考としてください。現地調査票には、調査方法等（確認先の担当者名等）も記載していただくようになっていますので、記載もれのないようご注意ください。

調査内容及び現地調査票の記載事項に不備や不足がある場合は、確認審査に時間がかかるだけでなく、場合によっては確認済証が交付できないこともありますのであらかじめご了承ください。

項目	確認先	留意事項	
都市計画情報	市町村 (都市計画担当部署)	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、建築場所の市町の窓口で直接確認してください。 ●都市計画情報をホームページで公開している市町もありますが、2つ以上の用途地域にまたがっている場合や都市計画道路に近接している場合等は必ず市町の窓口で詳細な位置を確認してください。 	
開発許可 建築許可	福岡県都市計画課 開発第1・第2係 各市町村 (都市計画担当部署)	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる計画(類似のものも含む。)の場合は、担当部署と協議を行い、許可不要の場合は証明書の交付を受けてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係する敷地の面積の合計が、市街化区域で 1,000 m²以上、区域区分非設定又は準都市計画区域で 3,000 m²以上の場合 ・位置指定道路築造時の関係宅地でない敷地が当該道路に接道することにより、全体の敷地面積が上記の面積以上となる場合 ・市街化調整区域内で開発許可又は建築許可を受けていない場合 	
道路	1項1号	国、県又は市町村 (道路管理部署)	<ul style="list-style-type: none"> ●道路法による道路であり、認定幅員が一律4m以上あることを確認してください。
	1項2号	市町村 (都市計画担当部署) ※完了公告等の写しの添付がある場合を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法の開発行為等により築造された道路であることを確認してください。
	その他	県土整備事務所 建築指導課 ※道路位置指定書の写し等、道路種別が確認できる書類の添付がある場合を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村の窓口ではなく、必ず県土整備事務所にて道路の種別を確認してください。 ●種別が判定されていない道路に接する場合は、必ず県土整備事務所へ道路判定依頼を行ってください。 ●2項道路において、道路管理者(市町村等)との協議により法で定める道路の位置(道路中心線から2m等)を越えて道路境界線を設定した場合は、その旨を配置図に記載し県土整備事務所とも協議を行ってください。
土砂災害 特別警戒区域 (レッドゾーン)	福岡県砂防課HP 県土整備事務所 (用地課等)	<ul style="list-style-type: none"> ●HP又は窓口で確認してください。 ●敷地が区域にかかっている又はそのおそれがある場合は、県土整備事務所での確認書の交付を受けてください。 	
災害危険区域 (急傾斜地崩壊 危険区域)	福岡県砂防課HP 県土整備事務所 (用地課等)	<ul style="list-style-type: none"> ●HP又は窓口で確認してください。 ●建築物が区域にかかっている場合は、県条例第4条ただし書きに基づく認定が必要となりますのでご注意ください。 	

※建築場所が福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市の場合は、現地調査票の添付は任意としていますが、添付しない場合においても上記に準じた適切な調査を行ってください。

円滑な審査の実施にご協力をお願いいたします。